**平成２６年（フ）第４号**
福岡県久留米市合川町1401番地１　佐々木ビル101号
債務者　豊福真由美
１　決定年月日時　平成26年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第１１５３号**
東京都町田市金森東４丁目13番23号
債務者　宮口　郁弘
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第９５４号**
東京都立川市錦町６丁目２番５号コーポ立川錦町301号
債務者　吉村　修一
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第２１９号**
釧路市中島町10番６号　ファミール中島Ｅ室
債務者　清水　保則
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時30分
釧路地方裁判所

**平成２５年（フ）第３８号**
北海道標津郡中標津町東15条南９丁目２番地４
債務者　木村　敏男
法定代理人補助人　猪原　健弘
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月10日午前10時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２６年（フ）第１号**
秋田県能代市字鳥小屋43番地12　コーポフローラル103号
債務者　能呂　智美
１　決定年月日時　平成26年１月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月27日午前10時
秋田地方裁判所能代支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第７１５号**
福岡市東区千早１丁目９番３―310号
破産者　山田平八郎
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第５５号**
山形市若宮２丁目３番６号　レオパレスファミーリェ102号、従前の住所宮城県多賀城市新田字北安楽寺３番地の１　サンパティークＡ202号
破産者　秋場　雅則
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第８１号**
秋田県大館市字長木川南35番地１
破産者　田村美術印刷こと　田村　　禎
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第３２０９号**
札幌市中央区南15条西５丁目３番16―303号、開始決定時の住所札幌市中央区南７条西17丁目２番27号
破産者　長澤　昇司
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３６２号**
神奈川県川崎市宮前区犬蔵２丁目34番10―412号、開始決定時の住所仙台市青葉区大手町２番25―2201号
破産者　細田　　進
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第９号**
京都府舞鶴市字引土135番地３、開始決定時の住所京都府舞鶴市字引土46番地
破産者　水嶋　昭子
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２４年（フ）第４２号**
鳥取県東伯郡三朝町大字吉田914番地
破産者　藤井　勝志
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２３年（フ）第４８４号**
広島市安佐南区山本２丁目10番15―201号、開始決定時の住所広島市安佐南区祇園１丁目28番７号
破産者　西本　徹郎
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５１４号**
広島市安佐北区三入東１丁目28番９号
破産者　森原　秀樹
１　決定年月日　平成26年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１８号**
宮城県登米市豊里町上谷地15番地47
破産者　佐藤　　歩
１　決定年月日　平成26年１月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部